



## 放課後かまくらっ子

放課後かまくらっ子は、すべての児童が放課後の時間を安全・安心に過ごすことができ、多様な活動体験ができる事業として、アフタースクール(放課後子どもひろば)と学童保育(子どもの家)を一体的に実施するものです。鎌倉市内の市立小学校ごとに実施しています。

### 活動体験

地域のボランティア等が週一回程度実施する多様な活動体験(プログラム)に参加することができます。

例) 工作やダンス、昔遊びなど…実費負担のものもあります。

### 活動場所

放課後子どもひろばのプレイルームや図書スペース、小学校の校庭・体育館で活動します。

放課後は小学校から直接放課後かまくらっ子へ向かいます。

### メール配信

アフタースクール(放課後子どもひろば)、学童保育(子どもの家)ともに、来所時と帰宅時に、保護者へメール配信を行います。

### 見守り

アフタースクール(放課後子どもひろば)、学童保育(子どもの家)ともに、活動中は支援員が見守りをします。

放課後かまくらっ子をご利用いただくためには、あらかじめ、アフタースクール(放課後子どもひろば)か学童保育(子どもの家)への申請が必要です。(それぞれの詳細は次ページ)

鎌倉市ホームページはこちら



### 《問い合わせ先》

〒248-8686 鎌倉市御成町 18 番 10 号 鎌倉市こどもみらい部 青少年課  
電話(直通) 0467-61-3886 FAX(代表) 0467-23-7505

E-MAIL : k-ssn@city.kamakura.kanagawa.jp

※小学校へのお問い合わせはご遠慮ください。

## 概要について

		<b>放課後かまくらっ子</b>	
名称		<b>放課後子どもひろば(アフタースクール)</b>	<b>子どもの家(学童保育)</b>
利用要件		ア 当該小学校の1年生～6年生 イ 当該小学校区に居住している1年生～6年生(私立・国立小学校等) ※ 2つのいずれかに該当することが必要です。	ア お子様・保護者ともに鎌倉市に住所を有していること。 イ お子様が小学校に就学していること。 ウ 就労等の理由で保護者が日中家庭で養育できないこと。 (居宅内労働は対象) ※ 3つの要件を全て満たしていることが必要です。 ※ 私立・国立小学校に通学の場合は、居住地の施設が対象です。
開所時間	月曜～金曜 (通常期)	放課後～午後5時(10月～3月：午後4時30分)	放課後～午後6時(延長申請で午後7時まで利用可能)
	月曜～金曜 (学校休校日)	午前8時30分～午後5時(10月～3月：午後4時30分)	午前8時15分～午後6時 (早朝申請で午前7時15分～、延長申請で午後7時まで利用可能)
	土曜日	午前8時30分～午後5時(10月～：午後4時30分) ※学校の校庭・体育館利用、プログラムはお休みです。	午前8時30分～午後5時30分 (早朝申請で午前7時30分～、延長申請はできません。)
利用料金		保険料：1年度間500円 ※参加するプログラムによっては実費がかかります。	利用料：月額5,000円 延長/早朝：それぞれ月額2,300円 } 同一世帯で複数入所の場合、二人目以降半額
休所日		ア 日曜、祝日、年末年始(12月29日～1月3日) イ その他市長が認めた日 ウ 台風やインフルエンザ等による臨時休校時(*臨時利用あり)	ア 日曜、祝日、年末年始(12月29日～1月3日) イ その他市長が認めた日
一時外出		×	○
おやつ		×	○ ※保護者会より
入退室メール配信		○	○
プログラム参加		○	○

### 子どもの家臨時利用について【放課後子どもひろば(アフタースクール)利用者対象】

放課後子どもひろば(アフタースクール)は、台風による臨時休校時や、インフルエンザ等により学級閉鎖対象クラスとなったお子様は、ご利用いただけません。子どもの家(学童保育)の利用要件を満たしている場合、台風やインフルエンザ等による学校の臨時休校時に子どもの家の臨時利用ができます。

保護者の都合による利用はできません。

- 利用要件
  - ア 放課後子どもひろば(アフタースクール)に登録していること。
  - イ お子様、保護者ともに鎌倉市に住所を有していること。
  - ウ 就労等の理由で保護者が日中家庭で養育できないこと。(居宅内労働は対象)
 } 3つの要件を全て満たしていることが必要です。
- ② 利用時間 平日(通常期)：放課後から午後6時 / 平日(学校休校日)：午前8時15分から午後6時
- ③ 利用料金 無料
- ④ 休所日 土曜、日曜、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)、その他市長が認めた日

### 子どもの家利用料の減免について【子どもの家(学童保育)利用者対象】

子どもの家の利用世帯で、世帯の状況に応じて利用料の減免が受けられる場合があります。

入所決定通知到着後、「子どもの家利用料減免申請書」に該当する必要書類を添えて、青少年課窓口へ提出してください。(郵送不可) なお、利用料の減免は申請月からの適用です。さかのぼって減免することはできませんのでご注意ください。※指定管理施設は各施設に提出。

- ① 生活保護世帯 通知の写し等の生活保護の受給を証明する書類
  - ② 市民税非課税世帯 同意書
  - ③ 就学援助受給世帯 同意書
- } 青少年課が交付決定結果を確認する際に使用します。
- ④ 災害(震災、風水害、火災等)を受けた世帯 災証明書

※②申請書は4～6月、7～3月分の2枚必要です。 ※③事前に学務課で就学援助の申請が必要です(学務課：水道局2階)。